

# アナログ規制の点検・見直し方針

令和7年2月

## 目 次

|   |                 |        |
|---|-----------------|--------|
| 1 | はじめに            | ・・・ 2  |
| 2 | 点検・見直しの目的       | ・・・ 3  |
| 3 | 点検・見直しの推進体制     | ・・・ 4  |
| 4 | 点検・見直しの対象範囲     | ・・・ 5  |
| 5 | 点検・確認の進め方       | ・・・ 7  |
| 6 | 類型化とフェーズの区分の考え方 | ・・・ 8  |
| 7 | 進行管理            | ・・・ 12 |

## 1. はじめに

近年のデジタル技術の高度化と利活用の進展により、生活のあり方が大きく変化している。例えば、スマートフォン等の個人の端末を通じて大容量の情報を高速で通信することが容易になり、また IoT 技術や AI 技術によって大量のデータ収集・解析が可能となるなど、デジタル技術の普及による生活の変化は、目に見えて進んでいる。

一方、少子高齢化による労働人口の減少により、あらゆる場面で人手不足が見込まれ、今後は、社会全体のデジタル化をさらに推進し、デジタル技術の活用による生産性の向上や人手の代替を実現させることが不可欠である。

この状況を踏まえ、国においては、デジタル化を真の意味で達成し、社会全体を豊かにしていくために、デジタル改革・規制改革・行政改革の共通指針として、デジタル社会の実現に向けた構造改革のための5つの原則（以下、「デジタル原則」という。）を提示するとともに、このデジタル原則に基づいた、国の法令等に基づく全ての規制についてデジタル原則への適合性の確認・検証を行い、制度面の見直しを推進している。

他方で、住民の暮らしに密接に関連する行政サービスの多くを提供する地方公共団体においても、規制や手続の見直しをはじめとする自らの「構造改革」に取り組むことが求められている。

本町では、条例等（条例、規則、告示、訓令、規程）によるアナログ規制について、国による見直しの動きに合わせて見直しを進めることが重要であるとの認識から、柴田町DX推進計画における重点取組事項として「デジタル原則を踏まえた規制の点検・見直し」を盛り込み、条例及び規則等のアナログ規制の点検・見直しを進めていくものとしたところである。

これらの状況を踏まえ、本町におけるアナログ規制の点検・見直しの基本的な方針として「アナログ規制の点検・見直し方針」を策定するものである。

## 2. 点検・見直しの目的

国による法令等の点検・見直しの動きを踏まえ、条例等に基づく当町独自のアナログ規制について、国で定めるデジタル原則への適合性を点検し、国による法令等の点検・見直しの動きに合わせて町の規制の見直しに取り組み、町全体のデジタル化を推進することを目的とする。

このことにより、町全体のデジタル化を促進し、住民一人一人がデジタル社会の実現の恩恵を一層実感できるとともに、行政コストの削減や様々な事務の省力化及び自動化、人手不足に悩む現場の問題解消、生産性の向上などが期待されるものである。

### 【参考：構造改革のためのデジタル原則（デジタル臨時行政調査会 策定）】

|                                |   |
|--------------------------------|---|
| デジタル完結・自動化原則                   | 書面、目視、常駐、実地参加等を義務付ける手続・業務について、デジタル処理での完結、機械での自動化を基本とし、行政内部も含めエンドツーエンドでのデジタル対応を実現すること国・地方公共団体を挙げてデジタルシフトへの組織文化作りと具体的対応を進めること。                |
| アジャイルガバナンス原則<br>(機動的で柔軟なガバナンス) | 一律かつ硬直的な事前規制ではなく、リスクベースで性能等を規定して達成に向けた民間の創意工夫を尊重するとともに、データに基づくEBPMを徹底し、機動的・柔軟で継続的な改善を可能とすること。データを活用して政策の点検と見直しをスピーディに繰り返す、機動的な政策形成を可能とすること。 |
| 官民連携原則<br>(GtoBtoC モデル)        | 公共サービスを提供する際に民間企業のUI・UXを活用するなど、ユーザー目線で、ベンチャーなど民間の力を最大化する新たな官民連携を可能とすること。  |
| 相互運用性確保原則                      | 官民で適切にデータを共有し、世界最高水準のサービスを楽しむよう、国・地方公共団体や準公共といった主体・分野間のばらつきを解消し、システム間の相互運用性を確保すること。   |
| 共通基盤利用原則                       | ID、ベースレジストリ等は、国・地方公共団体や準公共といった主体・分野ごとの縦割りで独自仕様のシステムを構築するのではなく、官民で広くデジタル共通基盤を利用するとともに、調 第1層 インフラ 達仕様の標準化・共通化を進めること。                          |

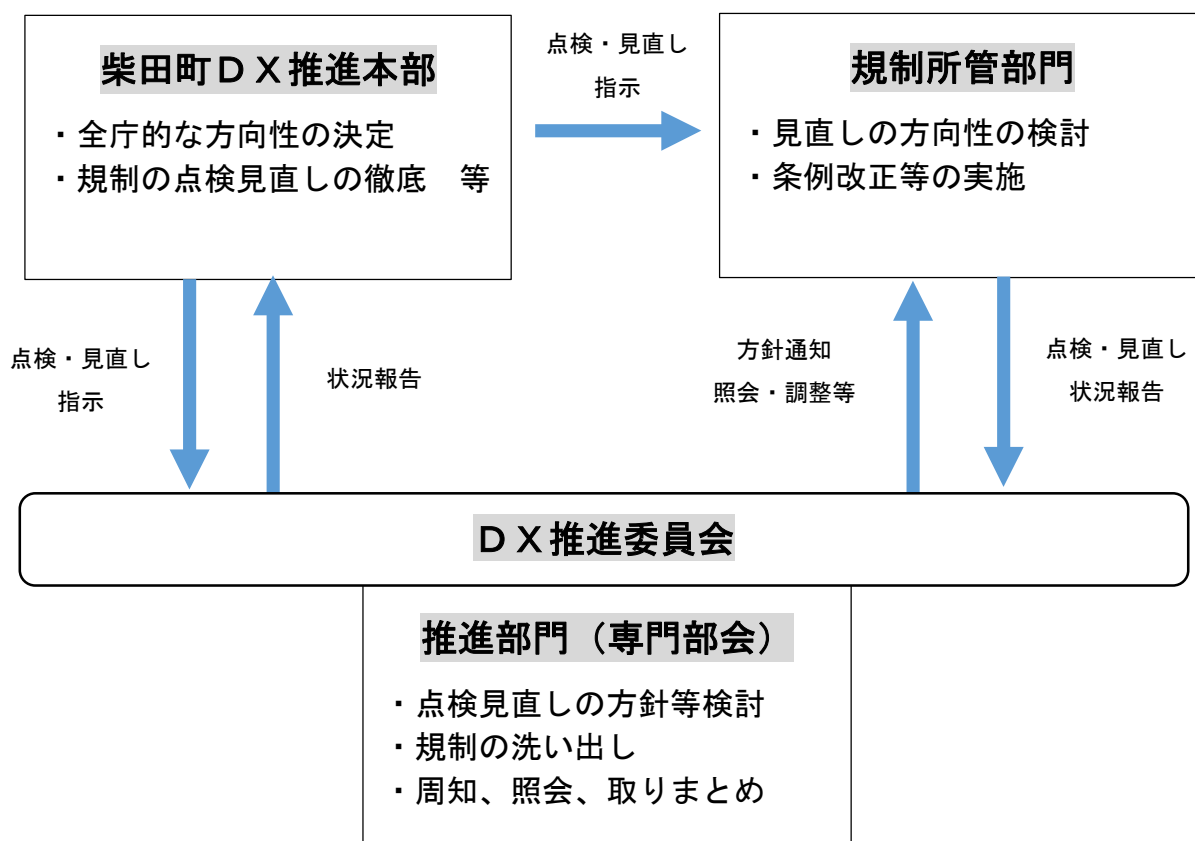
### 3. 点検・見直しの推進体制

デジタル原則を踏まえた規制の点検・見直しについては、柴田町DX推進計画に基づき取り組みを進めていくことから、柴田町DX推進本部（以下、「DX推進本部」という。）において全庁的な方向性の決定、規制の点検・見直しの指示を行う。

DX推進本部のもとに、規制の点検・見直しに係る推進部門をDX推進委員会内に設置し、方針及び工程の検討、規制の洗い出し、周知、照会、取りまとめ等を行う。なお、推進部門は、柴田町DX推進に関する規程第7条に規定する専門部会として設置し、まちづくり政策課及び総務課職員で構成する。

関係各課・局は、規制を所管する部門として、見直しの方向性、条例改正等の見直しの実施を進めていく。

（推進体制イメージ）



## 4. 点検・見直しの対象範囲

点検・見直し作業については、本町が定める条例等の規定を対象とする。

デジタル臨時行政調査会では、国で定める法令の中から、代表的なアナログ規制7項目に該当する規定（アナログ行為を求める場合があると解される規定）を対象としていることを踏まえ、条例等の中でも代表的なアナログ規制7項目に該当する規定を対象とすることに加えて、手続のオンライン化の妨げになっているとされるFD等の記録媒体を指定する規制に該当する規定を対象とする。

また、当該7項目とFD等の記録媒体を指定する規制に該当する規定以外のものについても、国の動向を踏まえて、必要に応じて点検・見直しを行うこととする。

### (代表的なアナログ規制である7項目)

| 規制項目      | 規制の内容   |
|-----------|---|
| 目視規制      | 人が現地に赴き、施設や設備、状況等が、法令等が求める一定の基準に適合しているかどうかを、目視によって判定すること（検査・点検）や、実態・動向等を目視によって明確化すること（調査）、人・機関の行為が遵守すべき義務に違反していないかどうかや設備・施設の状態等について、一定期間、常時注目すること（巡視・見張り）を求めている規制 |
| 実地監査規制    | 人が現場に赴き、施設や設備、状況等が、法令等が求める一定の基準に適合しているかどうかを、書類・建物等を確認することによって判定することを求めている規制   |
| 定期検査・点検規制 | 施設や設備、状況等が、法令等が求める一定の基準に適合しているかどうかを、一定の期間に一定の頻度で判定すること（第三者検査・自主検査）や、実態・動向・量等を、一定の期間に一定の頻度で明確化すること（調査・測定）を求めている規制  |
| 常駐・専任規制   | （物理的に）常に事業所や現場に留まる（＝特定の者に対して、特定の時間、特定の場所への常時滞在を義務付けている。）ことや、職務の従事や事業所への所属等について、兼任せず、専らその任に当たること（1人1現場の紐付け等）を求めている規制   |
| 対面講習規制    | 国家資格等の講習をオンラインではなく対面で行うことを求めている規制   |
| 書面掲示規制    | 国家資格等、公的な証明書等を対面確認や紙発行で、特定の場所に掲示することを求めている規制  |

|          |  |
|----------|--|
| 往訪閲覧縦覧規制 | 申請に応じて、又は申請によらず公的情報を閲覧・縦覧させるもののうち、公的機関等への訪問が必要とされている規制 |
|----------|--|

**(FD等の記録媒体を指定する規制)**

| 規制項目                       | 規制の内容   |
|----------------------------|---|
| FD（フロッピーディスク）等の記録媒体を指定する規制 | フロッピーディスク、フレキシブルディスク、磁気ディスク、シー・ディー・ロム、光ディスク等の個別（特定）の記録媒体の使用を定めている規制 |

## 5. 点検・確認の進め方

### (1) 対象となる規制の洗い出し【推進部門】

条例等において、デジタル原則に照らし点検・見直しが必要と考えられる規制（代表的な7項目とに該当する規制とFD等の記録媒体を指定する規制）を町例規集より洗い出す。

### (2) 規制根拠の分類【推進部門及び各所管部局等】

洗い出しを行った規制について、それぞれの規制の制定根拠（国の法令等に基づくものか、県の条例等に基づくものか、あるいは町の条例等に基づくものか）を分類する。

### (3) 規制の類型化・フェーズの区分【推進部門】

規制根拠の分類後、規制の趣旨・目的ごとに細分化した類型を整理（類型化）し、その上で、それぞれのデジタル化の進捗度合いを3つの段階（フェーズ）に区分する。

### (4) 規制の見直し工程表の策定【各所管部局等】

5(1)から(3)までにより、現状把握を行った全ての規制について、見直しの方向性（要否）、見直し後のフェーズ区分（到達点）、見直し時期等を定めた見直し工程表を策定する。

### (5) 規制の見直し実施【各所管部局等】

見直し工程表に基づき、各部局等において条例等の改正を含む見直しを実施する。

## 6. 類型化とフェーズの区分の考え方

法令等に基づく規制と、趣旨や目的が類似する規制については、国における見直しの動きを参考にしながら、同様の見直しを進めていくことが効率的と考えられるため、規制にあてはめる類型とフェーズは、以下のデジタル臨時行政調査会の考え方を準用する。

### (1) 「目視」規制及び(2) 「実地監査」規制

| 類型              | 内容   |
|-----------------|--|
| 類型1<br>検査・点検・監査 | 一定の情報収集を行った上で、条例等が求める一定の基準に適合するかどうかを判定・判断すること  |
| 類型2<br>調査       | 実態・動向などを明確化し、一定の政策的判断のために情報収集や収集した情報の整理を行うこと   |
| 類型3<br>巡視・見張り   | ある人、若しくはある機関の行為が遵守すべき義務に違反していないかどうか、目的を達成するのに不相当でないか、又は設備・施設の状態等について、一定期間内において常時注目すること |

| フェーズ                     | 内容   |
|--------------------------|--|
| フェーズ1<br>目視・実施監査規制       | (1) 特定の者が現場で確認等をするを課している場合<br>(2) 検査や監査等のための情報収集の遠隔化が許容されているかが不明確な場合 |
| フェーズ2<br>情報収集の遠隔化、人による評価 | 検査や監査等のための情報収集の遠隔化が許容されているが、人による評価等が必要な場合                            |
| フェーズ3<br>判断の精緻化、自動化・無人化  | フェーズ2に加え、リスク評価、情報整理、違法性、安全性等の特定がAI等により全部又は一部可能である場合                  |

### (3) 「定期検査・点検」規制

| 類型           | 内容                      |
|--------------|-------------------------|
| 類型1<br>第三者検査 | 第三者により一定の基準への適合性を判断すること |
| 類型2<br>自主検査  | 自らにより一定の基準への適合性の判断をすること |
| 類型3<br>調査・測定 | 実態・動向・量などの明確化のために行われること |

| フェーズ                         | 内容   |
|------------------------------|--|
| フェーズ1<br>定期検査・点検規制           | (1) 一律に「年1回」「月1回」「日1回」等、一定の期間に検査を行うことを求める場合<br>(2) 定期的な検査を緩和する規定が設けられているが、緩和の条件が不明確な場合           |
| フェーズ2<br>デジタル技術の活用による規制目的の達成 | 現行の検査手法等の技術中立化（技術代替可能な場合、その旨を規制上明確化）、可能な項目から検査等の周期の延長、検査等の結果報告のオンライン化の推進といった取組が行われている場合          |
| フェーズ3<br>定期的検査・調査・測定の撤廃      | 常時・遠隔監視等の新技術の導入や、高度なリスク評価・教育等を行う事業者の認定制度等で代替（自主検査とその記録の保存等を義務付け）することにより、定期検査の撤廃や検査周期の延長が行われている場合 |

#### (4) 「常駐・専任」規制

| 類型                        | 内容  |
|---------------------------|---|
| 類型1<br>主としてモノのチェック等のための常駐 | 施設や製品の管理、品質保持など安心・安全のために、事業所や現場に物理的に留まること（主にモノへの対応）                         |
| 類型2<br>主としてモノのチェック等のための専任 | 施設や製品の管理、品質保持など安心・安全のために、職務の従事や事業所への所属等について、兼任せず、専らその任にあたること（主にモノへの対応）      |
| 類型3<br>主として人への対応のための常駐    | 利用者・従業員の保護などを目的とし、対面での対応を行うために、事業所や現場に物理的に留まること（主に人への対応）                    |
| 類型4<br>主として人への対応のための専任    | 利用者・従業員の保護などを目的とし、対面での対応を行うために、職務の従事や事業所への所属等について、兼任せず、専らその任にあたること（主に人への対応） |

| フェーズ                       | 内容  |
|----------------------------|---|
| フェーズ1<br>常駐・専任規制あり         | (物理的に) 常に事業所や現場に留まることを求める場合や、職務の従事や事業所の所属等について、兼任せず、専らその任にあたること（1人1現場の紐付け等）を求める場合 |
| フェーズ2<br>デジタル技術等の活用による規制緩和 | 常駐・専任義務の一部にデジタル技術が活用され、規制や緩和が合理化されていることが明確化されている場合                                |
| フェーズ3<br>常駐・専任規制なし         | 常駐・専任規制が撤廃され、完全に課されていない場合   |

(5) 「対面講習」規制、(6) 「署名揭示」規制及び

| 類型        | 内容                                  |
|-----------|-------------------------------------|
| 類型1<br>講習 | 特定の専門的な知識、技術、技能等を習得させるために行われる講義又は実習 |

| フェーズ                                    | 内容  |
|---|---|
| フェーズ1<br>対面規制あり又は<br>解釈不明確              | (1) 条例等の規定にて受講することとされている講習を対面で行うことを求めている場合<br>(2) デジタル原則に適合する手段の活用が可能か否かが不明確な場合 |
| フェーズ2<br>デジタル技術の活用<br>による一部のオンラ<br>イン化等 | 少なくとも一部の手段について、デジタル原則に適合する手段の活用が可能であることを明確化している場合                               |
| フェーズ3<br>デジタル完結                         | すべての手段について、デジタル原則に適合する手段が明確化され、オンラインで行うことが基本としている場合                             |

(6) 「書面揭示」規制

| 類型                        | 内容   |
|---------------------------|--|
| 類型1<br>公的証明書等の揭示          | 書面（紙面）により発行した公的な証明書や許可書等を特定の場所に掲示すること              |
| 類型2<br>公的証明書等以外<br>の情報の揭示 | 公的証明書等以外の情報を物理的な掲示場等へ掲示し見せること、また、広く一般または一部の者に見せること |

| フェーズ                         | 内容  |
|------------------------------|---|
| フェーズ1<br>デジタル化を一切<br>許容しない   | (1) 書面により発行した公的な証明書等を特定の場所に掲示することを求めている場合<br>(2) デジタル原則に適合する手段の活用が可能か否か不明確な場合 |
| フェーズ2<br>一部許容している            | 少なくとも一部の手段について、デジタル原則に適合する手段の活用が可能であることを明確にしている場合                             |
| フェーズ3<br>デジタルによる掲<br>示を基本とする | すべての手段について、デジタル原則に適合する手段が明確化され、オンラインで行うことが基本としている場合                           |

(7) 「往訪閲覧・縦覧」規制

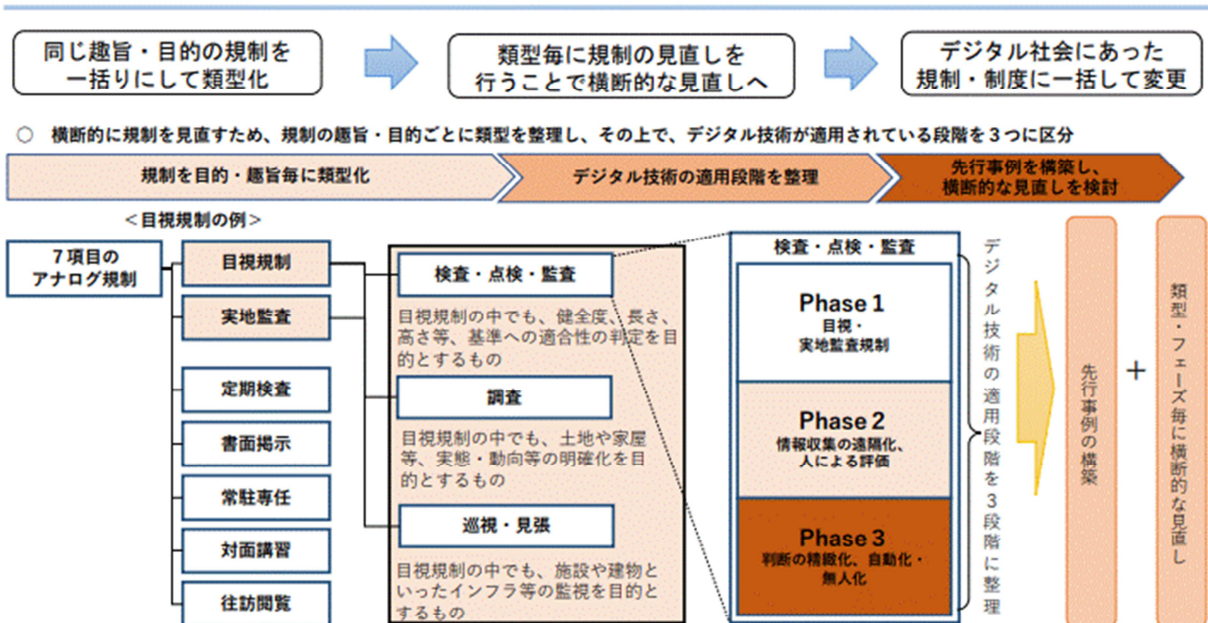
| 類型                       | 内容                     |
|--------------------------|------------------------|
| 類型1<br>申請による公的情報の閲覧・縦覧   | 公的な情報を申請に応じて閲覧・縦覧させること |
| 類型2<br>申請によらない公的情報の閲覧・縦覧 | 公的な情報を申請によらず閲覧・縦覧させること |

| フェーズ                        | 内容   |
|-----------------------------|--|
| フェーズ1<br>紙・人の介入             | (1) 公的情報を閲覧・縦覧させるもののうち、公的機関等への訪問が必要とされている場合<br>(2) デジタル原則に適合する手段の活用が可能か否かが不明確な場合 |
| フェーズ2<br>デジタル原則に適合する手段を可とする | 少なくとも一部の手段について、デジタル原則に適合する手段の活用が可能であることを明確化している場合                                |
| フェーズ3<br>デジタル完結を基本とする       | すべての手段について、デジタル原則に適合する手段が明確化され、オンラインで行うことが基本としている場合                              |

【参考】

＜類型化とフェーズの考え方＞

一括見直しに向けた類型化とフェーズの考え方



※出典：デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン（R4.6.3 デジタル臨時行政調査会）

## 7. 進行管理

### (1) 見直しのスケジュール

令和8年度中を目途に一定の見直しを行うが、令和9年度以降においても、5(4)で策定した工程表に沿って計画的に見直しを実施する。

### (2) 関係各課等における進行管理

関係各課は、5(4)の工程表に沿って、計画的に見直しを実施できるよう、各課長のもと、所属内職員に周知徹底を図るとともに、進捗状況の把握及び管理を行う。

### (3) 全体の進行管理

アナログ規制の見直しを全庁的な課題として共有し取組推進のため、DX推進本部において定期的に進捗管理等を行う。

(全体スケジュール)

| 項目           | R 6 年度 |  |    | R 7 年度 |    |   | R 8 年度 |  |   |
|--------------|--------|--|----|--------|----|---|--------|--|---|
| 方針策定         |        |  | ●→ |        |    |   |        |  |   |
| 規制の洗い出し      |        |  |    | ●→     |    |   |        |  |   |
| 規制根拠の分類      |        |  |    |        | ●→ |   |        |  |   |
| 規制類型化・フェーズ区分 |        |  |    |        | ●→ |   |        |  |   |
| 見直し工程の策定     |        |  |    |        | ●→ |   |        |  |   |
| 規制見直し(条例等改正) |        |  |    |        |    |   | ●→     |  |   |
| 進捗管理(DX本部)   |        |  | ○  | ○      |    | ○ | ○      |  | ○ |

※規制見直し(条例等改正)は、その前段の工程の進捗状況により、R9年度以降にも実施する。